

重 要 事 項 説 明 書

(指定認知症対応型共同生活介護事業)
(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業)

1. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	① 指定認知症対応型共同生活介護事業 ② 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業
運営の方針	① 事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護」という。）は、入居者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、入居者の心身の状態を踏まえ、妥当適切に行います。 ② 入居者一人ひとりの人格を尊重し、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮します。 ③ 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」といいます。）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。 ④ 介護従事者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。 ⑤ 入居者又は他の入居者等の生命又は身を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。 ⑥ 自らその提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図ります。

2. 事業所の概要

(1) 実施主体

法人名	社会福祉法人 Flower
法人所在地	石川県白山市田中町123番地10
代表者名	理事長 高島 樹
連絡先	電話：076-275-7007 FAX:076-275-7030

(2) 事業所の概要

事業所名	サンケア春岡
指定番号	1196501181
事業所所在地	埼玉県さいたま市見沼区春岡3丁目36番7
管理者名	松林 学
連絡先	電話：048-720-8262 FAX:048-720-8263
入居者の定員	1階 「カモミール」 ユニット9名 2階 「サンフラワー」 ユニット9名、計18名

3. 従業員の職種、員数及び職務の内容

従業員の職種	員数	職務の内容
管理者	1名 (常勤兼務)	共同生活住居の職務に従事する常勤の者で共同生活住居の従業員の管理、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に運営規程を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
計画作成担当者	2名 (他職兼務)	入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成します。
介護従業者	12名 (常勤換算)	管理者の指示を受け、入居者の日常生活状況等の把握に努め、介護計画に基づき必要な食事、入浴及び排泄等の援助及び金銭管理の援助、健康管理の助言等生活指導を行うとともに緊急時等の対応を行います。
看護従業者	1名 (常勤)	入居者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に入居者の状態悪化時における医療機関との連携及び調整等を行います。

4. 従業員の勤務体制

従業員の職種	勤務区分	勤務体制
管理者	日勤①	計画作成担当者兼務(9時00分～18時00分)
計画作成担当者	日勤②	管理者兼務1名、介護従事兼務者1名
介護従業者	早番 遅番 夜勤	各ユニット早番1名(7時00分～16時00分)、遅番1名(10時～19時)、夜勤1名(16時～翌9時)を配置します。
看護従事者	日勤③	介護従事兼務者1名(介護従事者勤務区分に同じ。)

5. 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

（１）事業所が提供する主なサービスの内容

サービスの種類	主なサービスの内容
食 事 サービス	① 入居者の身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ② 食材費は給付対象外です。 ③ 食事は離床してダイニングにて摂取して戴く様に配慮します。 ④ 食事時間 朝 食 7 時 30 分～ 8 時 00 分 昼 食 12 時 00 分～12 時 30 分 おやつ 15 時 00 分～15 時 30 分 夕 食 18 時 00 分～18 時 30 分
排 せ つ 介 助	① 入居者の状況に応じ、適切な排せつの介助と排せつの自立の援助を行います。 ② オムツ交換も入居者の状況に応じ、プライバシーに配慮した適切な介助を行います。
入 浴 サービス	① 入居者の状況に応じ、適切な入浴の介助と入浴の自立の援助を行います。 ② 週 2 回以上の入浴又は清拭を行う他、必要に応じてリフト機器による入浴も提供します。
日 常 生 活 援 助	① 離床、着替え、整容、洗濯等の日常生活の援助を行います。 ② 居室内清掃、シーツ交換等の援助を行います。
生 活 機 能 訓 練	① 離床援助、屋外散歩の同行等の生活リハビリを実施します。 ② 家事共同作業等による生活機能の維持・改善を行います。 ③ レクリエーションや、その他生活リハビリを実施します。
健 康 管 理 衛 生 管 理	① 日常の健康管理及び医療機関等への連絡・調整等を行います。 ② 感染症の発生及びまん延を防ぐために必要な措置を講じます。
相 談 ・ 援 助	① 入居者及びそのご家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。 ② 必要に応じて、行政機関及び医療機関等への手続き申請等の援助を行います。

（２）利用料その他の費用の額

介護保険給付サービス費及び介護保険給付サービス対象外費用の額につきましては、別表①「（介護予防）認知症対応型共同生活介護サンケア春岡利用料金表」をご参照ください。尚、利用料の口座引き落としに係る手数料（1回当たり 165 円）はご利用者

様（ご家族様）のご負担となります。

6. 入居に当たっての留意事項

面 会 時 間	① 来訪者は面会の都度、職員への申し出と面会簿への記載をしてください。 ② 防犯上、19 時 00 分～翌朝 7 時 30 分までは、正面玄関出入口は施錠いたします。
外 出 ・ 外 泊	① 外出又は外泊される場合は、所定の様式（外出・外泊届）を提出してください。
居 室 の 利 用 迷 惑 行 為 等	① 設備・備品等は本来の使用方法に従って大切にご利用ください。 これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して戴くことがあります。 ② 騒音・雑音等の他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 ③ 承諾なしに他の入居者の居室に立ち入らないでください。 ④ 事業所内は全て禁煙です。また、事業所内（居室内）で火気を用いることは、原則としてお断りしています。
所 持 金 等	① 原則として、現金や預金通帳と銀行印、思い入れの強い高価な品物等の所持や入居者ご自身の自己管理はお控えください。 なお、事業所の許可なくこれを持ち込み、不適切な自己管理により紛失・破損等が生じた場合は、当事業所はその責を負いかねます。 ② 日常生活上、必要となる物品の購入や医療費等の支払いは、原則として、ご家族にお願いしています。 なお、当事業所がその支払いの立替払いを行う、代金支払サービス（無料）をご利用できます。

7. 非常災害対策

- （１） 入居者の特性及び周辺地域の環境等踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに当事業所の防災計画を策定し、定期的に従業員に周知する他、非常災害訓練を実施しています。
- （２） 当事業所の施設・設備は、消防法に規定する非常災害設備の基準を満たしています。また、事業所従業員及び入居者との年２回の消防・避難訓練を実施します。
- （３） 非常災害訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める他、訓練の結果に基づき、防災計画の検証・見直しを行います。
- （４） 感染症や非常災害時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画に基づき、必要な措置を講じます。また、この業務継続計画について定期的に見直しを行い、従業員に対して計画内容の周知、必要な研修や訓練を実施します。

8. その他運営に関する重要事項

(1) 協力医療機関等

a. 協力医療機関

名 称 医療法人社団心の絆 蓮田よつば病院

所 在 地 蓮田市馬込 2163 番地

名 称 医療法人藤慈会 至誠堂 富田病院

所 在 地 さいたま市大宮区堀の内町 2-564

名 称 医療法人若葉会 さいたま記念病院

所 在 地 さいたま市見沼区東宮下字西 196 番地

b. 訪問（在宅療養支援）診療所

名 称 医療法人社団ときわ 大宮在宅クリニック

所 在 地 さいたま市大宮区大門町 3 丁目 64 番プロスパー大宮ビル 3 階

c. 協力歯科医療機関（訪問歯科診療所）

名 称 医療法人瑛清会 もちづき歯科

所 在 地 さいたま市見沼区春岡 2 丁目 39

d. 協力支援体制機関

名 称 社会福祉法人桐和会 特別養護老人ホーム見沼さくらの杜

所 在 地 さいたま市見沼区東宮下 883 番地 1

(2) 緊急時・事故発生時の対応方法

a. サービス提供時に入居者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は予め定められた協力医療機関等及びご家族への連絡等を行うなど必要な措置を講じます。

b. サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族やさいたま市及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じる他、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

(3) 苦情申立及び苦情解決の体制

a. 当事業所に対する苦情は、面接、電話、ご意見箱、書面により苦情受付担当者が受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。

b. 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除きます。）に報告いたします。

c. 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立合いを求めることが出来ます。

d. 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項については一定期間後その結果を報告します。

○苦情受付担当者 下村 美恵
受付時間：毎週月曜日～金曜日、9 時～17 時
電 話：048-720-8262 (FAX:048-720-8263)

○苦情解決責任者 松林 学（管理者）

○第三者委員 古谷野 栄一 電 話：090-8841-1226

○さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課 代表電話：048-829-1264

○埼玉県国民健康保険団体連合会 代表電話：048-824-2761

（４） 個人情報の保護及び秘密保持

事業者は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いにと努めるものとします。また事業所が得た入居者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとします。

（５） 運営推進会議

入居者及びご家族、さいたま市又はさいたま市（北部）シニアサポートセンター職員並びに地域住民の代表者等に対し、提供するサービス内容等を明らかにするとともに地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図るために運営推進会議を設置し、概ね２月に１回程度開催いたしますのでご理解とご参加をお願い致します。

（６） 感染症拡大防止対策

事業者は感染症が発生しないよう予防対策を講じるとともに、発生した場合においても蔓延しないよう必要な対策を講じます。また、感染症予防対策及び蔓延防止を検討する委員会の設置、指針の整備、従業員への定期的な訓練及び研修を実施します。

（７） 身体拘束廃止

事業者は当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を抑制する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置、指針の整備、従業員への定期的な研修を実施します。

（８） 高齢者虐待防止

事業者は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。また、虐待防止への取り組みを適正に行うための担当者の設置、虐待防止のため

の対策を検討する委員会の設置、指針の整備、従業員への定期的な研修を実施します。

(9) 認知症介護基礎研修の実施

事業者は、すべての介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

(10) 第三者による評価の実施状況

実 施 ☒ 有 ☐ 無

実施日 令和7年3月14日

実施した評価機関名 NPO 法人 ケアマネジメントサポートセンター

評価の開示状況 ☒ 有 ☐ 無

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の開始に当たり、入居者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

<事業者・事業所>

所 在 地 石川県白山市田中町 123 番地 10

法 人 名 社会福祉法人 Flower

代表者名 理事長 高 畠 樹

所 在 地 埼玉県さいたま市見沼区春岡 3 丁目 36 番 7

事業所名 サンケア春岡

説明者名 _____ (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の契約内容に同意します。

<入居者>

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

<利用契約内容を確認・同意された家族代表者（家族代表者は保証人を兼ねるものとします。）>

住 所 _____

氏 名 _____ (印) 入居者との続柄（ ）